

令和6年4月1日

江戸川区立二之江中学校 校則（生徒心得）

1 校内生活について

- (1) 登下校は、定められた通学路、通学手段を守ります。
- (2) 登下校時刻、始業終業時刻等、定められた時刻を守って生活します。
- (3) 授業中は、学習に専念します。
- (4) 公共の場である学校では公共の場にふさわしいマナーや言葉遣いに気を付けます。

2 服装・身なりについて

- (1) 服装・身なり、頭髮は清潔を旨とし、華美にならない（そのままの状態、入社・入学面接、冠婚葬祭等を含む式典に対応できる）ことを意識して調えます。
- (2) 生徒は、原則として標準服（二之江中学校生徒のユニフォーム・正装）を着用します。標準服は、夏服（概ね6月から）と冬服（概ね11月から）があります。標準服だけでは寒い場合、防寒着も着用できます。
- (3) 髪型は、清潔を旨とします。染色や加工は原則として認めていません。長髪の場合、給食時は、ゴムで束ねます。
- (4) 登下校時の履物は、体育の授業で使用できる運動靴とします（学生用の革靴でも構いませんが、その場合は運動靴も必要になります）。校内では指定の上履き（学年ごとの色別）を使用します。
- (5) 靴下、髪を束ねるゴムなどで色を限定する場合は、生徒会で定めます。
- (6) 社会通念上、中学校生活にふさわしくない、他者に不快感を与える場合など、指導を受けることがあります。

3 持ち物

- (1) 学校生活に必要な物のみ持参します。
- (2) 水分補給のための水筒は持参できます。その際、他の人との共用はしません。
- (3) 現金や貴重品、薬品等を持参する必要がある場合は、登校時に必ず先生に届け出ます。
- (4) バッグは、学校指定のものを使用します。

4 その他

- (1) ここに定めた事項に関する細則は、別に定めます。
- (2) ここに定めのない事項で、他者に迷惑をかけること、未成年に認められない行為、触法・犯罪行為については、年齢に応じた責任が生じ、法に定められた懲戒の対象になることがあります。
- (3) この校則及びその細則は、毎年、生徒会及び教職員による見直しを行います。その際、保護者の方のご意見も伺います。